

副本



令和 2 年（不）第 12 号 近畿大学事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人近畿大学

準備書面 1

令和 2 年 5 月 28 日

大阪府労働委員会 御中

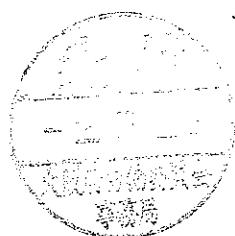
被申立人代理人

弁護士	玉 越 久 義	
弁護士	春 木 由 香	
弁護士	井 垣 太 介	代
弁護士	新 井 健	代

第 1 被申立人の主張

1 被申立人は不当労働行為を行っておらず申立人の申立は速やかに棄却されるべきこと

申立人は、その組合員である [REDACTED] 氏（以下、「[REDACTED] 組合員」という）が、無期雇用契約の非常勤講師で、2019年12月に65歳となり2020年3月に定年退職の



予定だったところ、被申立人に対し、同人を定年退職後に再雇用するよう要求していた。

被申立人は、その組織運営にあたり、無期雇用契約の教職員について定年を設けている。そして、本件の██████組合員のように有期雇用契約から無期転換した非常勤講師についても、近畿大学非常勤講師の就業に関する規程（以下、「本件規程」という）の第6条3項において65歳を定年とし、定年を迎えた年度末に退職することを規定している（甲5）。そして、被申立人は、定年退職者を全員再雇用することを予定しておらず、██████組合員についても再雇用を行わなかった。

申立人は、被申立人の██████組合員への対応に関し、組合員の不利益取り扱いや団体交渉における誠実交渉義務違反、支配介入を行ったと主張し、貴委員会に対し、不当労働行為救済申立を行っている。しかし、申立人は、定年退職した██████組合員について再雇用が認められなかつたことを問題視しており、この問題は、本来、貴委員会において集団的労働問題として解決を図るのではなく、個別的労働問題として裁判所などで解決すべきものである。そして、被申立人は、██████組合員について、定年退職後の再雇用を行わなかつたが、申立人が主張する不利益取り扱いや誠実交渉義務違反、支配介入などの行為を行つておらず、貴委員会で取り扱われるべき事情はないことから、貴委員会に対し、申立人の本件申立を速やかに棄却されるよう求める。

なお、念のため、以下において申立人の主張する不当労働行為を構成する具体的事實について認否を行う。

第2 不当労働行為を構成する具体的事實についての認否

1 「3. 不当労働行為を構成する具体的事實」について

(1) 「(1)当事者」

第1段落の事実は、不知。

第2段落の事実は、認める。

(2) 「(2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）」

ア ①について

①の事実のうち、申立人が被申立人に対し、2009年12月24日付支部結成通知及び団体交渉申入書を送付し（甲1）、団体交渉の申入れを行ったこと、2010年2月1日に被申立人と申立人の間で団体交渉を実施したこと、その後、被申立人と申立人の間で毎年団体交渉を実施してきたことは認めるが、その他の事実は不知。

イ ②について

②の第1段落の事実のうち、申立人が被申立人に対し、2013年に本件規程第6条が定める非常勤講師の任用制限年齢を満70歳とすることを要求事項とする団体交渉申入書を交付したことは認めるが（甲2）、その他の事実は否認する。被申立人は、申立人に対し、団体交渉において、非常勤講師の任用制限年齢を引き上げる予定がないことを回答したうえ、申立人から要望が出ていることから内部で検討は行うと回答したことがあつただけである。

②の第2段落の事実のうち、申立人が被申立人に対し、2018年に[REDACTED]組合員が2019年12月に65歳を迎える、来年度が最後の契約更新となることから、本件規程第6条

が定める非常勤講師の任用制限年齢を満70歳にし、この問題を具体的に解決することを要求事項とする団体交渉申入書を交付したことは認めるが（甲3）、その他の事実は否認する。被申立人は、申立人に対し、任用制限年齢を引き上げる予定がないことを回答していた。

ウ ③について

③の事実は、おおむね認める。

エ ④について

④の事実のうち、被申立人が2018年4月に本件規程を改正し、有期雇用から無期雇用に転換した非常勤講師の定年を65歳と定めたことは認めるが、その他の事実は否認する。

(3) 「(3) 本件不当労働行為にかかる具体的な事実」

ア ①について

①の事実は、認める。

イ ②について

②の第1段落の事実は、認める。

②の第2段落の事実のうち、団体交渉において、申立人が採用にあたり年齢制限を設けることは雇用対策法に違反するとの主張を行ったこと、被申立人が原則満65歳と定めた任用制限年齢は契約更新の年齢制限であり、募集・採用の年齢制限でなく違法でないと回答したこと、申立人が被申立人の回答に納得できないとして本件規程第6条の書き替えを求めたこと、被申

立人が有期雇用の更新にあたり年齢制限を設定することが可能と回答して本件規程第6条の書き替えに応じなかつたことは認めます。

②の第3段落の事実は、認める。

②の第4段落の事実は、否認する。被申立人は、申立人に対し、無期雇用者の定年を65歳から引き上げる予定がないことを回答していた。

ウ ③について

③の事実は、申立人が被申立人に対し、2019年10月25日付団体交渉再開申入書を交付し、団体交渉再開の申入れを行った限りで認める。

エ ④について

④の第1段落の事実は、被申立人が、申立人との間で2019年12月19日に団体交渉を開催し、申立書記載の担当者が出席した限りで認める。

④の第2段落の事実は、被申立人が、本件規程の第6条1項について更新の年齢を指し、非常勤講師の有期雇用契約は同条1項に基づき満65歳を超えた更新を予定しておらず、無期転換した非常勤講師は同条3項に基づき定年年齢が満65歳であることを回答した限りで認める。

④の第3段落の事実のうち、申立人が[REDACTED]組合員の雇用継続を求めたこと、申立人が経済学部から[REDACTED]組合員に次年度4コマ担当の依頼が来ており、本件規程第6条2項により2年の雇用継続が可能と主張し、さらに本件規程とは別に

労働協約を結ぶ方法があると主張したことは認めるが、その他の事実は否認する。被申立人は、申立人に対し、無期雇用者の定年を65歳から延長する予定がないこと、念のため無期転換者が本件規程第6条2項の定年退職者に含まれることを顧問弁護士に確認することを伝えただけであった。

④の第4段落の事実のうち、申立人が経済学部の依頼を取り消さないよう求めたことは認めるが、その他の事実は否認する。被申立人は、経済学部で[]組合員へオファーを行ったかどうかを知らず、事実確認を行うと回答した。

オ ⑤について

⑤の第1段落の事実は、認める。

⑤の第2段落の事実は、認める。

⑤の第3段落の事実は、おおむね認める。なお、甲第11号証における、経済学部から来年度担当の打診があったと伺ったとの記載は、団体交渉において、申立人から打診があったと聞いたことから、被申立人内で事実を確認中であることを伝えたものである。

⑤の第4段落の事実は、申立人が被申立人に対し、甲第12号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

⑤の第5段落の事実は、おおむね認める。

⑤の第6段落の事実は、申立人が被申立人に対し、甲第14号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

⑤の第7段落の事実は、2019年12月26日に被申立人

の職員が申立人の顧問に甲第15号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

カ ⑥について

⑥の第1段落の事実は、認める。

⑥の第2段落の事実は、認める。

⑥の第3段落の事実は、被申立人が、申立人に対し、語学の教員について65歳を超えて再雇用することがないこと、無期転換者の定年および再雇用の規程は各学部で認識しているものの、[REDACTED]組合員が定年を迎えることについて経済学部内で周知及び認識が不十分だったこと、労働協約締結による[REDACTED]組合員の雇用継続には応じられないことを回答した限りで認める。

⑥の第4段落の事実のうち、有期雇用契約から無期雇用契約に転換した後に定年となり再雇用を要求した非常勤講師は[REDACTED]組合員が最初だったこと、被申立人は、非常勤講師のうち語学教員について65歳を超えて雇用の更新を行っておらず、定年を迎えた[REDACTED]組合員についても再雇用の予定がなかったこと、被申立人から申立人に対し、経済学部の教員が[REDACTED]組合員に次年度の担当を打診したのは同学部内で同組合員が定年を迎えることの周知及び認識が不十分だったと説明したことは認める。

⑥の第5段落の事実のうち、被申立人が[REDACTED]組合員について定年退職後の再雇用を行わないことを繰り返し説明したことは認めるが、その他の事実は知らないし否認する。

⑥の第6段落の事実のうち、申立人が被申立人に対し、回答

が変わらないのであれば不当労働行為の救済の申立てを検討することを伝えたことは認める。

キ ⑦について

⑦の事実は、2020年1月18日、被申立人が申立人に対し、甲第17号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

ク ⑧について

⑧の事実は、2020年1月20日、申立人が被申立人に対し、甲第18号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

ケ ⑨について

⑨の事実は、2020年2月8日、被申立人が申立人に対し、甲第19号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

コ ⑩について

⑩の事実は、2020年2月27日、被申立人が申立人に対し、甲第20号証のメールを送り、メールに記載された内容の主張を行った限りで認める。

サ ⑪について

⑪の事実は、認める。

2 「4. 本件不当労働行為について」について

(1) (1)の第1段落の事実は、認める。

(1)の第2段落の事実は、否認する。

(1)の第3段落の主張のうち、無期転換した非常勤講師が本件規程第6条2項の定年退職者に該当することは認めるが、その他の主張は争う。申立人は、本件規程第6条2項は、定年退職する者が再雇用されることを定めると主張するが、その主張は上記規定を誤って解釈している。

(1)の第4段落の事実のうち、被申立人の経済学部の一教員が [REDACTED] 組合員に次年度の授業担当の連絡を行ったこと、被申立人が同組合員の再雇用を行わないとの通知を行ったことは認めるが、その他の事実は否認する。

(1)の第5段落の主張は、争う。被申立人は、[REDACTED] 組合員の再雇用について、申立人の組合員であることを考慮しておらず、申立人の主張は事実無根であり、認められない。

(1)の第6段落の主張は、争う。

(2) (2)の第1段落の事実のうち、申立人が2013年から非常勤講師の任用制限年齢を65歳から延長することなどを求めて、被申立人と団体交渉を行ってきたことは認めるが、その他の事実は否認する。被申立人は、申立人との団体交渉において、繰り返し非常勤講師の任用制限年齢の変更を予定していないことを伝えてきたものである。

(2)の第2段落の事実は否認し、主張は争う。

(2)の第3段落の事実は否認し、主張は争う。

(2)の第4段落の事実は否認し、主張は争う。

(2)の第5段落の主張は、争う。

(3) (3)の第1段落の事実は知らないし否認し、主張は争う。

(3)の第2段落の主張は、争う。

3 「5. 結語」について

特に認否を行わない。

以 上